



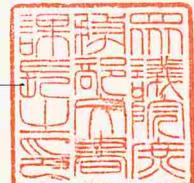
衆庶発第2292号  
令和2年10月13日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

衆議院事務局庶務部文書課長

元 尾 竜



### 議院行政文書不開示通知書

令和2年10月1日付けで申出のありました議院行政文書の開示について、下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

#### 1 開示申出文書

質問主意書が提出された際の、衆議院事務局の事務手続の内容が書いてある文書（質問主意書を提出した国会議員に対して転送及び答弁の日程を報告する手続を含むが、これに限らない。）（最新版）

#### 2 開示しないこととした理由

申出に係る文書については、「衆議院事務局の保有する議院行政文書の開示等に関する事務取扱規程」（平成20年序訓第1号。以下「規程」という。）第2条第2項に規定する「衆議院の立法及び調査に係る文書」（以下「立法調査文書」という。）に該当するため不開示とした。なお、立法調査文書は、規程の適用を受ける議院行政文書ではないため、その存否にかかわらず不開示となるものである。

##### （1）立法調査文書

立法調査文書とは、規程第2条第1項で規程が開示対象としている議院行政文書（衆議院事務局（以下「事務局」という。）の職員が行政事務の遂行上作成し、又は取得した文書）ではなく、衆議院の権能である立法や調査に関する文書をいう。この衆議院の立法や調査とは、字義どおり立法及び調査に限定する趣旨ではなく、行政事務以外の衆議院の有する様々な権能や衆議院の行う諸活動を含む趣旨である。立法調査文書の具体例としては、本会議や委員会における法律案の審議過程に係る文書、本会議や委員会の運営に関する文書、国政に関する調査に係る文書や広く議員の求めに応じて事務局が行う調査に係る文書等が挙げられる。

(2) 申出に係る文書の立法調査文書該当性

申出に係る文書は、国政に関する調査に係る文書であるため、立法調査文書に該当する。

(担当) 文書課 電話 03 (3581) 5097

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

山中様より令和2年10月1日付でご提出のありました議院行政文書開示申出書に対する通知書に関し、あわせてご連絡したい事項がございますので、以下の内容についてもお目通しください。

山中様から申出がありました

質問主意書が提出された際の、衆議院事務局の事務手続の内容が書いてある文書（質問主意書を提出した国會議員に対して転送及び答弁の日程を報告する手続を含むが、これに限らない。）（最新版）

につきましては、関係部署において対応する文書を特定したところ、同封の通知書記載のとおり、「立法調査文書」に該当するため、開示することができません。

衆議院事務局は、「衆議院」に「附置」された機関であり（議院事務局法（昭和22年法律第83号）第1条）、その情報公開は、衆議院事務局の内規に基づき、衆議院事務局限りの判断で行っており、立法や国政調査をはじめとする「衆議院」に付与された権能や「衆議院」による諸活動に関する文書については、衆議院事務局限りの判断で内規に基づいて開示するには馴染まないことから、あらかじめ制度の対象から除かれています。そのため、上記のようなお答えになることについて、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

他方、衆議院事務局が議員の職務遂行の便に供するため作成している「衆議院ガイドブック 平成 29 年版」（国立国会図書館で公開）の中にお求めの情報に関する記述があり、こちらの該当する部分を情報公開制度外の情報提供として、参考までに同封いたします。

※なお、当該同封文書（「衆議院ガイドブック 平成 29 年版」（衆議院事務局）の一部）では、質問主意書制度の記述について一部古い記述がありますので、以下のとおり読み替えてお読みいただけますと幸いです。

同ガイドブック中、

「議員は、会期中（実質的会期終了日の2日前まで）、文書により国政一般について内閣に質問することができます。」とありますのは、

「議員は、会期中（実質的会期終了日の3日前まで。ただし、会期が 3 日間の国会の場合は、2日前を提出期限とする。）、文書により国政一般について内閣に質問することができます。」

というのが現在の制度となっております。

以上、ご承知おきくださいますようお願い申し上げます。

**本件に関するお問合せ先**

衆議院事務局庶務部文書課情報公開係

03-3581-5097

（担当：半田、古賀）

## 1 質問主意書

議員は、会期中（実質的会期終了日の2日前まで）、文書により国政一般について内閣に質問することができます。

議員が質問するには、議長の承認を要するので、簡明な主意書を作り、提出者が記名押印した提出文を添えて議案課に提出してください。

質問は、国政に関して内閣に行うものなので、国会、裁判所等に対しては行うことができず、また、資料の要求をすることはできません。

提出された質問主意書は、議院運営委員会理事会等での協議を経て、議長が承認した後、印刷の上、会期末等を除き月曜日または水曜日に内閣に転送しています。

内閣の答弁書は、原則として転送した日から7日以内に送付されますが、その期限内に答弁できないときは、その理由及び答弁することのできる期限が通知されます。